

第25回期

第23回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年5月16日（金） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員（委員9人・推進委員10人）

会 長 10番 白川 清一

会長職務代理者 9番 酒井 秀忠

委 員 1番 兼子 泰彦

同 3番 須藤 孝夫

同 4番 藤田 保幸

同 5番 富永 勉

同 6番 鈴木 啓

同 7番 須藤 一二

同 8番 小針 充則

推 進 委 員（簗輪・袖山）関根 盛夫

同 （中根松）会田 信二

同 （大草）斎藤 良文

同 （小貫・太田輪）薄井 常義

同 （里白石・福貴作）須藤 寿行

同 （里白石・福貴作）鈴木 政吉

同 （山白石）我妻 伸司

同 （山白石）岡田 勇弥

同 （浅川・滝輪）緑川 孝雄

同 （東大畑・畑田）小室 一男

4 欠席委員（委員1名）

委 員 2番 高坂 和幸

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

3件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	只今から、第23回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 皆様、本日も農繁期で多忙のなかご参集頂きありがとうございます。 4月下旬からしばらく雨がなく、水不足が心配されましたが、5月に入ってから待ちに待った雨が何度か降り、農作業の方も順調に進めることが出来大変良かったと思っていたところです。 そんな中皆さんご存じだと思いますが、町防災無線で周知されましたとおり、今週の月曜日に***地区で水路へのオイル漏れがあり、役場職員や関係者の方々の素早い対応により翌日には正常な水流を取り戻すことが出来ました。原因は、***地区の農家さんのボイラーからオイルが漏れていたということでしたが、一番水のほしい時期ですから大事に至らなくて本当に良かったと思います。皆さまにも農地パトロールを実施していただいているところですが、これからはそういった点も気にしていただいて、何かあればすぐに事務局へご一報いただければと思いますのでよろしくお願いします。 さて、本日の議題ですが、議案60号から62号で内容は6件です。いつものように公平かつ慎重なる審議をしていただきますようお願いいたしまして挨拶といたします。
会 長	本日の出席委員は10名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第23回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、7番、須藤一二委員、8番、小針充則委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第60号、農地法3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	（議案第60号①朗読）

会 長	議案第 6 0 号①について、浅川・滝輪地区推進委員緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。 議案第 6 0 号、農地法第 3 条の①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人 *** ***さん、譲受人 *** ***さん、以下記載の通りです。 5 月 1 0 日（土）午前 8 時 3 0 分より、地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。 譲受人は認定農業者で、***地区を代表する農家です。今回の申請の理由としては、当該圃場は長年譲渡人からの依頼で譲受人が耕作していましたが、譲渡人が高齢となり田を所有していても経費がかかること、また譲受人は経営規模拡大から売買による当該圃場の所有権移転の申請をしたということでした。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 6 号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、審議をお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人については、令和 7 年 3 月に農業経営改善計画の再認定を受け、町の認定農業者となっております。肥育牛及び水稻を主としており、今回売買する農地についても、水稻として利用するとのことでした。 以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われれます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 6 0 号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 6 0 号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 6 0 号、農地法第 3 条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 6 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	（議案朗読①）
会 長	議案第 6 1 号①について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員の調査報告

緑川委員	及び意見を求めます。 浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。 議案第61号①、農地法第5条の申請について、調査結果の報告、及び意見を申し上げます。譲渡人 *** ***さん、譲受人 *** ***さん、以下記載のとおりです。 5月10日（土）午前9時15分より、地区副担当の酒井委員、小針委員、及び代理人である行政書士***氏、立会いの下現地にて調査をしてまいりました。 申請の理由として、譲渡人さんは当該畑で野菜等を作っていましたが、高齢のため畑作業が負担となり、維持管理が出来なくなってきたので今回の太陽光発電事業者に売買することにしたとのことです。 調査事項である一般基準の、申請目的の実現性の確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目は無く、今回の転用についてはなんら問題ないと見てきましたので審議をお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 まず、立地基準については、役場の支所である浅川町保健センター及び浅川町共同福祉施設が300メートル以内の区域にあることから、公共施設至近距離農地と判断し、農地転用基準の第3種農地に分類しました。 転用目的は、太陽光発電施設を設置するためです。 被設定人である***は、***に本社を置き、太陽光発電などの再生可能エネルギー事業を展開している会社であります。今回の事業の必要性についてですが、国の政策である脱炭素、カーボンニュートラルを推進していく為にもクリーンエネルギーを発電する太陽光発電施設を建設すること、及び遊休農地の利活用の2点を勘案して申請地での実施を決定したとのことです。効率良く太陽光発電するための日照条件、収支の安定に必要な1,000平米程度の面積を有している、資材搬入、施設の維持管理のため道路に隣接している必要がある等の理由により、他の候補地では事業を完了できないものと判断したため、転用申請はやむを得ないものと考えられます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 1. 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は設定人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和7年8月31日までとされており該当しません。 4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可し

	ないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく該当しません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地である***については所有者である***さんと被設定人の間で事業実施に関する合意書が交わされていることを確認したため、問題ありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、太陽光発電施設として適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、太陽光発電施設が目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、事業に当たり切土盛土等を行わず草刈りをし、整地するのみであるため土砂の流出等は発生しないこと。また太陽光発電施設のため、汚水、雑排水等は生じず雨水は自然浸透すること。フェンスは境界より１メートル以上、太陽光パネルは４メートル以上離して設置すること。以上の理由により周辺農業用施設への影響はないものと思われまふ。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第６１号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第６１号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第６１号、農地法第５条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第６１号、農地法第５条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	（議案朗読②）
会 長	議案第６１号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。
須藤委員	里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。 議案第６１号、農地法第５条の規定による許可申請に対する申請一覧の②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人 *** ***氏、譲受人 *** ***氏以下記載のとおりです。５月１０日午前８時３０分より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、私

	と譲渡人、譲受人代理人である行政書士***氏立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。 譲渡人所有の当該地であります、現況の田は水の確保を河川からポンプアップしなければならないこと、水持ちが非常に悪くすぐに水が抜けてしまうことなどから数年前に耕作者から返された所です。その後、田として耕作する方がおらず、草刈りをして維持してきました。 譲渡先は全国的に太陽光を設置している会社で、メンテナンスは郡山市の事業所が行うということ等を検討し、所有権移転を決めたということです。譲受人の事業計画では年に2回は草刈りを行うこと、田面に直接設置することから、周辺農地に影響を及ぼすことも、土砂の流出等も発生しないことなどから調査事項の（１）から（１２）まで特に問題はないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上であります。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 まず、立地基準については、ＪＲ水郡線里白石駅より３００メートル以内の区域にあることから、公共施設至近距離農地と判断し、農地転用基準の第３種農地に分類しました。 転用目的は、太陽光発電施設を設置するためです。 被設定人である***は、***に本社を置き、太陽光発電などの再生可能エネルギー事業を展開している会社であります。今回の事業の必要性及び一般基準の各項目については、議案第６１号①同様であり、工期は令和７年９月３０日までとされており、延滞なく申請の用途に供する見込みであり、その他の項目でも周辺農業用施設への影響もないものと思われます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第６１号②について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第６１号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第６１号、農地法第５条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第６２号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第６２号の①から③はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、議案第６２号①から③は一括審議とします。 それでは、議案第６２号、農地中間管理の推進に関する法律第１９条第３項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について上程いたしま

	す。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案朗読①～③)
会 長	議案の審議に入る前に、議案第62号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)①～③については、***委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退室していただきます。
***委員	(退室)
会 長	それでは議事を再開します。事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。 内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、担い手へ分配する案となっております。 この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通して県に提出され、県知事の認可後に公告されることとなります。 ①は農地の出し手から農地中間管理機構へ貸し付ける案、②と③が農地中間管理機構から***さんと***さんが借り受ける案となっております。 今回の申請地については、もともと口約束で***さんが2筆とも耕作していましたが、譲渡人から正式な手続きにより貸し借りをしたい旨の相談があり、促進計画を作成する過程で***隣接する***の耕作者である***さん、***は同じく隣接する***の耕作者である***さんに配分することが当事者間で話し合われ、合意に至りました。 ***については公簿地目が山林ですが、現況地目は田となっており、契約に問題はございません。 促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。
会 長	続いて、この促進計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員 鈴木政吉委員の意見を求めます。
鈴木委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員鈴木政吉であります。 5月10日(土)午前8時より、私、富永委員、須藤推進委員、並びに借受人***さん立会いの下現地を確認してまいりました。 事務局から説明がありましたとおり、***さんにつきましては認定農業者

	で、専業農家であります。 借受人である***さん、***さんの農業の経営状況から見て、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われる、今回の推進計画（案）は問題ないものとみてきましたので、審議宜しくお願ひします。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第62号①から③について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第62号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画の案①から③について、異議なしと決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第62号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画の案①から③については許可相当と意見決定いたします。 議事が終了しましたので、***委員に対する議事参与制限を解除します。
***委員	（入室・着席）
会 長	***委員に報告します。議案第62号①～③は許可相当と意見決定されました。 次に、その他に入ります。 （1）令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	令和6年度最適化活動の点検・評価についてですが、皆さんが令和6年度に行っていた活動を基に事務の実施状況について事務局にて作成しました。 最適化活動の実施状況ですが、中ほどの③農地集積の実績について、令和6年度は、***のは場整備事業に伴いまして、農地中間管理機構を通して担い手へ新規集積された面積が主です。 また、次ページの上の方にある③の実績につきましては、既に遊休農地になっていたところが令和6年度に解消された面積が、0.2ヘクタールとなっております。この主な内容としましては、***地区の畑を耕作し始めた、耕作する意向というものです。 続いて下段の方になりますが、（3）新規参入の促進については①現状及び課題において令和3年度から令和5年度までの新規参入者はおりませんが、次ページの一番上の③実績において数字が入っているのは、令和6年度に新規参入された農家さんの実績が入っております。 中ほどの2最適化活動の活動目標ですが、下の方の②活動強化月間の実績ですが、昨年度策定しました地域計画にかかる座談会への参加が7月から9月にかけて。8月に行った農地パトロール、その後の利用意向調査について記載してあり

	ます。 最後のページ（３）新規参入相談会への参加ですが、中ほどに②実績とありますが、昨年１２月に郡山市ビッグパレットにて行われましたふくしま農業人フェアに、副会長さんのほうにも参加いただきました。 主な実施状況については以上です。 今回委員の皆さんに検討していただき、問題なければ農業会議及び県中農林事務所に提出し、了解を経たのちに町ホームページに掲載する予定です。よろしくお願いします。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々お時間をとりますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 （資料に再度目を通す時間を少々とる）
会 長	それでは、どうでしょうか。みなさんから令和６年度最適化活動の点検・評価についてご意見等ございますか。 （「なし」の声） 特にないようであれば、浅川町農業委員会及び各地区の最適化活動の点検・評価について、資料の通り決定することとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それではそのように決定いたします。 その他、皆さんから何かございませんか。
斎藤委員	現地確認時の立会人について質問です。 譲渡人、譲受人、代理人のうちどこまで立ち会ってもらうべきか。代理人がいれば事足りるのではないかな。
緑川委員	以前、代理人である行政書士に、地主さんにまで立ち会いを求めている市町村は珍しいと言われたことがある。
会 長	代理人の立ち会いはもちろんであるが、地主の同意を得ていることを確認する点でも、関係者全員に立ち会いを依頼することが理想と考えるが。
事務局長	立会人について、明確に要綱等で定められているわけではなく、市町村ごとのやり方があると思います。他の市町村とは違っていたとしても、浅川町のやり方を理解していただく必要があると思われます。 なお、要綱、事務処理要領等を確認し、来月の総会時に浅川町農業委員会としての方向性をお示しします。
会 長	ほかになければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	１点目です。次回総会については６月１８日（水）午後１時３０分より開催予定です。

	総会終了後に第1回関係団体との連絡会議の開催を予定しています。おおよそ2時半から開始予定としたい考えですので、よろしくお願いします。 2点目です。4月の活動記録簿を提出して下さい。以上です。
会 長	それでは、以上を持ちまして第23回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦劳様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)